

事 務 連 絡
平成17年12月8日

東京建設業協会 御中

関東地方整備局
企画部 技術調査課長

平成16年度ISO9001活用工事に関する説明会時の質疑に
対する回答について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般、「平成17年度ISO9001活用工事に関する説明会」の開催について通知させて頂いていますが、平成17年3月2日に開催しました「平成16年度ISO9001活用工事に関する説明会」開催時に頂いた質疑に対する回答を、別紙のとおり取りまとめましたので、送付させていただきます。

回答が大変遅くなってしまっして申し訳ありませんが、貴団体の会員の皆様にも周知の程、よろしくお願い致します。

企画部 技術調査課 課長補佐 佐伯(内線3252)
技術開発係長 近藤(内線3276)
技術開発係 中村(内線3277)
電話(直通)048-600-1332

「平成16年度ISO9001活用工事に関する説明会時の質疑に対する回答
について」業団体等の通知先

[各建設団体]

- (社)日本土木工業協会 関東支部
- (社)日本道路建設業協会 関東支部
- (社)日本橋梁建設協会 関東事務所
- (社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 関東支部

[各建設業協会]

- 茨城県建設業協会
- 栃木県建設業協会
- 群馬県建設業協会
- 埼玉県建設業協会
- 千葉県建設業協会
- 東京建設業協会
- 神奈川県建設業協会
- 山梨県建設業協会
- 長野県建設業協会

ISO9001活用工事 Q&Aまとめ (H16年度ISO説明会時)

1. ISO9001活用工事の概要について

	分類	質問Q	回答A
1-1	目的	ISO9001活用工事の目的は今後 も段階確認業務の効率化となる のですか。	当面は今回定められた方針のもとに実施することになります。状 況によっては今後の検討事項となってきます。
1-2	対象工事	ISO9001活用は建築工事でも行 われるのでしょうか。その場合の 時期、対象となる工事の規模・内 容についてはどうなるでしょう か。	今回の新たな方針は営繕工事も含んでおりますので、建築工事 でも同様な方針でISO9001認証取得を活用した監督業務の取扱 いが行われます。時期、工事の規模・内容等は、土木工事と同様 です。
		施行の途中で一部新技術などが 発生した場合、その部分のみISO の対象から除外することも可能で すか。	可能です。そこだけ部分的に通常監督とし、それ以外のものを活 用工事とします。
		特記等に対象工事である旨、記 載の無い工事で申請があった場 合、(希望された場合)どうするの ですか。	対象工事である旨記載がない(対象工事となっていない)工事 で請負者が申請した場合には、原則的に承認できませんが、一部 の地整では認めている場合もあります。
		申請があつて、審査後OKとなっ た工事は全て実施となるのです か。	はい、全てISO9001活用工事の運用マニュアルに従って実施す ることになります。ISO9001活用工事は、ISO9001認証を取得 した請負者の品質マネジメントシステムに基づく自主的な品質管 理業務を活用して、受発注者双方において品質管理業務の効 率化を図ることを通じ、工事の品質確保と事業実施の一層の効 率化を図ることを目的としています。
		ISO9001活用工事は、必ず総発 注件数の1割以上行わなければ ならないのですか。	ISO9001活用工事の対象は、一般競争入札方式に付する工事 (重点監督対象工事を除く)の全件と、公募型指名競争入札方 式及び工事希望型指名競争入札方式に付する工事(重点監督 対象工事を除く)のうちから各地方整備局ごとにこれらの入札方 式による発注予定工事件数の合計の1割以上抽出したもののう ち、当該工事を受注した請負者が、ISO9001認証を取得しており、かつ 工事成績が全般的に良好である場合で、請負者がISO 9001活用を希望し発注者が承認した工事が、ISO9001活用工 事の対象です。「1割以上」は目安ですが、対象とする工事件数 が1割以上になるように選定いただくのが原則です。なお、対象 工事となっても請負者が希望しない場合がありますので、必ず1 割以上になるとは限りません。
		H17年度以降の適用工事は拡大 の方向になるのですか。	公募型、工事希望型については、発注予定工事件数合計の1割 以上を対象としています。各地方整備局での実施状況をみて 拡大を検討していくこととなっています。
		ISO9001活用工事は将来的に 全ての公共工事に適用される見 通しですか。	今回のISO9001活用工事では、公募型・工事希望型の対象件数 を1割以上としています。今後はISO9001活用工事の検証結果 や受発注者の意見を踏まえて対象の拡大等について検討を 行っていく方向です。なお、国の他の機関や地方公共団体等の 発注工事(一部は既に実施している)に関する今後の動向につ いては把握してません。
		ISO9001だけでなく、ISO1400 0(環境)の工事活用も実施する のですか。計画がある場合、年度 はいつ頃ですか。	ISO14001(EMS)につきましては、一部の工事モデル事業とし て実施が始まっておりますが、ISO9001活用工事のように全国で 実施するまでには、効果の検証等の検討を実施していき、今後 の方針を策定していく予定となっています。現在のところ具体的 な計画は決まっておりません。
		ISO9001活用工事ではISO9001 を取得していない業者が落札した 場合は、ISO9001活用工事とし ないのですか、又は落札できなく なるのですか。	ISO9001活用工事とせずに、通常の監督業務での実施となりま す。
どの地整における取扱いも同様と 考えて良いのですか。	同様の内容です。		
PC場所打ちは重要構造物とい うことで、重点監督適用工種と 定められていると思いますが、今 後申請適用工事となる可能性は ありますか。	場所打ちPC橋は施工条件が厳しい工事として重点監督対象と なり、ISO9001活用工事の対象外となります。ただ、重点監督対 象工事が多く、ISO9001活用工事の対象が大きく減ってしまう現 状を踏まえ、今後検討される可能性もあります。		
1-3	ISO活用工 事の運用 方法	ISO9001を取得していれば全て 書類の点検で良いのではないの ですか。(一部検査又は半数検査 は無くしても良いのです。)	すべてを請負者に任せるのではなく、従来の場合の頻度を上回 らないよう、適宜任意の臨場により工事の施工状況や請負者の 品質マネジメントシステムの運用状況を把握することが必要で す。なお、設計変更に関わる段階確認等のように、従来通り行う 必要があるものもあります。

	分類	質問Q	回答A
		ISO9001で工事の施工管理上の問題が数多く効率化され改善されていく事を期待していますが、請負者としてはもっと発注者とのコミュニケーションを取りたいと思います。その辺で具体的な方法が何かありますか。	ISO9001活用工事においては監督職員の臨場回数が減少することになりますが、適宜監督官詰所に出向く等によりコミュニケーションを従来以上に重視することが、お互いの信頼関係を築き、スムーズな業務の実施に繋がっていくと思われま。
		ISOを取得した業者にレベル差(大手と地元業者)があるが問題ないのですか。	中小の地元業者の中にもISO9001に対して積極的に取り組み、QMSに関し大きな成果をあげている業者が数多くあり、大手との差というより、QMSへの取り組みに対する姿勢のレベル差の方が大きいのが現状のようです。ISO9001に対する意識が低い業者の場合、QMSの運用が適切に行われていない可能性があり、監督職員は適宜把握を行う必要があります。
		<p>講義(1)</p> <p>①工事成績評定点は請負業者の担当現場代理人の努力によるものであり、全ての現場代理人がその評定点に対応する技術力があるか、判断するのに難しい面がある為、どう活用すべきか教えて欲しい。</p> <p>②第3者審査機関の登録が、工事途中完成後登録を抹消された場合の品質に対する判断をどう評価すべきか、教えて欲しい。</p> <p>講義(2)</p> <p>①登録証を出した審査登録機関の登録が、工事途中、完成後、登録を抹消されてしまうと、その請負業者のISO9001の認証として評価できなくなり、契約上問題ないか教えて欲しい。</p> <p>②営繕バージョンはどのような状況か教えて欲しい。</p>	<p>①工事成績評定点は、工事の担当技術者の成果ともいえる部分もありますが、請負者に対するものです。請負者の全ての技術者の能力が高いレベルにあるとは限りませんが、従来は当該工事の担当技術者の資質に左右される面が非常に大きかったものが、ISO9001活用工事においては請負者の内部監査を義務付ける等組織全体の関与する面が増え、請負者で責任を持つことがより明確になっています。</p> <p>(2)①工事中に請負者のISO9001認証が取り消された場合や、審査登録機関の認定機関の認定が取り消された場合には、通常の監督業務に戻すことになります。工事完成後に取り消された場合は、完成時点までは認証が継続していますので、問題はありません。</p> <p>②営繕も同様な方法での実施方針ですが、細部の運用は異なっている可能性があります。</p>
1-4	導入効果、メリット	<p>ISOのマニュアルは基本的に各々のルールであるため、ISOの要求事項が同一でもレベルが全く異なります。それで顧客の要求が満足できるのでしょうか。</p> <p>請負者の希望により活用工事の対象にすることができますが、請負者にとって希望するとどんなメリットがあるのですか。</p> <p>ISO9001活用工事のメリットについて、請負者のメリットは段階確認の工程管理のし易さ以外に何かあるのですか。</p> <p>監督業務の効率化によって監督職員は効率化できますが、請負者側は作成する工事書類など増え、非効率にならないですか。</p> <p>効率化に関するアンケート結果(37頁)において「従来と同等又はそれ以下」とありますが、同等で効果があったと評価して良いのですか。</p> <p>効率化することは良いが監督職員の技術力低下にならないですか。(現場で学ぶことが多いが良いですか)</p>	<p>確かにISOの認証を取得して来る組織(企業)で各々の品質マニュアルを作っている訳ですが、いずれもISOの規格要求事項は満足しているものですので、「レベルが全く異なる」とはならないと考えられます。また、要求事項の一つに顧客(発注者)の要求事項がありますが、これを満足できなければ契約条項を満たせないことになり、これを満たすことはISO活用工事であるなしに関わらず請負者の義務であるといえます。品質マニュアルのレベルの差と「顧客の要求事項が満足できるか」とは別次元の問題と思われま。</p> <p>立会っている時間が少なくなり、効率化が図れます。工程調整が監督官の都合に左右されないの、工程管理上のメリットが大きくなります。</p> <p>請負者(ISO9001)の書式の活用や、検査の立会及び材料確認にかかる時間が短縮される等のメリットがあります。</p> <p>工事書類の作成は活用工事に関係なく元々請負者側が作成しなければならぬことであり、活用工事でもここは変わりません。</p> <p>内訳は「それ以下(効率化が図れた)」の割合が多く、「同等」であるものは僅かであることから、効率化が図れたと判断しました。「同等」といっても、双方の業務内容は異なります。</p> <p>従来から監督職員は多忙のために現場へ行くことが減少し、一部に技術力の低下を指摘する声があります。ISO9001活用工事においては臨場での確認が減少するために現場に行く機会がさらに減ることになりますが、監督職員は、引き続き工事施工状況の把握を任意の臨場(抜き打ち)で適宜実施することが求められており、全く現場に行かないでよい訳ではありません。ISO活用工事による監督業務の効率化＝監督職員の技術力低下とは考えておりません。</p>

	分類	質問Q	回答A
		導入効果で中小建設業の品質管理の向上とありますが、数値で証明できるものはありますか。	国土交通省発注の公募型や工事希望型におけるISO9001試行工事の際の工事成績評定点については、試行工事以外のもので比較して品質に関する項目点や総合点が同等以上である結果が出ています。
		今後ISO9001による管理を行わない事による請負者側の不利は何かありますか。	ISO9001活用工事の対象であっても申請しなかった場合に対して、請負者に不利になるようなことはありません。
		ISO活用による経費は、設計金額に計上されるのですか。また、活用することにより入札時に有利になったり、検査時に加点されることはないのですか。	ISO9001活用工事に関する経費の計上はありません。入札時に有利になることや、検査時に工事成績評点へ加点されることはありません。
		工事成績評定点での違いがあまりないという話ですが、評価項目の検討はないのですか。	総合評点の他に、出来形、品質、出来栄等の各項目においても検討を行い、試行工事は試行工事以外(ISO認証取得者)と比較してほぼ同等(若干上回った)でした。なお、ISO9001活用工事における成績評点項目自体の検討は過去にされたことがありますが、具体的な計画はありません。
1-5	品質証明員	現在品質証明工事においては、検査職員と同じ内容だけでなく、ISO活用工事と同じくらいの対応を業者は実施している。品質証明制度は、今後ISO活用工事に代替されていくのでしょうか。	品質証明員は品質管理の結果を保証するものであり、一方ISO9001は品質管理の仕組みを保証するものであるため、役割は異なります。従って、ISO活用工事においても品質証明員制度は継続していきます。なお品質証明員とISO活用工事の内部監査員の兼務については、それぞれの業務に支障がない限り構いません。
		内部監査員と品質証明員は同一人物で良いですか。	別の人間でなければならないという要求はありません。要件を満たしていれば、各々の業務に支障がない限り同一人物でも構いません。
1-6	その他	監督業務においてもISOの知識が必要となってくると思いますが、規定はあるのですか。	規定はありません。ISO9001活用工事の監督業務を行うにあたり、ISO9001の知識は必要です。但し、ISO9001のすべてを理解するには、大変な時間が必要です。監督業務を行う際に最低限必要なものは、品質計画書に記載すべき事項や、請負者のQMSの運用状況を把握する内容についてですので、マニュアルに記載されている内容の範囲を市販の参考書等も用いて勉強いただくといでしょう。
		「第1編 ISO9001について」の中で「韓国の失敗」という話が出たが、具体的に韓国はどのような失敗をしたのですか。	韓国はISO9001を受注条件としたため、ISO9001を認証取得する請負者が急激に増加しました。そして、日本と同じようにISO活用工事を実施しましたが、品質の悪化を招いたため、活用工事を中止することとなりました。その後ISO認証取得のメリットが無くなったため、ISO9001認証取得する請負者は急激に減少してしまいました。以上のように「韓国の失敗」とは表面だけのISO認証取得になってしまい、本来のISOの精神と離れてしまったことが原因です。

2. ISO9001活用工事の運用上の問題について

	分類	質問Q	回答A
2-1	申請	ISO9001活用工事は一般競争入札方式の場合、入札参加時点でISO資格証が必要となるのですか(入札条件となるのですか)。	請負者の申請で判断します。「できます」という意味で「絶対」という意味ではありません。
		ISO9001活用工事の申請時の提出書類で成績評定表については、前年度、前々年度のもの全てを提供させるのですか？又、これらが無い場合の認証取得以降の直近の工事成績表評定通知の写しについても同様ですか？又、これらについては、国の工事のみが対象ですか。	前年度及び前々年度の本省営繕部発注工事及び全国の各地方整備局発注工事全てが対象となります。前年度及び前々年度のものがない場合の直近のものについても同様です。国のその他の機関や各地方自治体等及び民間の発注工事は対象外です。
		登録証において支店にて取得している場合、申請書の工事成績評定の評定書の写しは全国の地整工事の分が必要となるのか。	請負者のISO9001認証の取得状況に関わらず、ISO9001活用工事の申請書に添付する工事成績評定点は、本省営繕部や全国の各地整発注工事が対象となりますので、対象期間の全てものを添付していただく必要があります。
		評点については全社的に施工した官庁物件のみということだが、ISOの範囲でJV工事を除いています。今後はJV工事についても評点を考慮して範囲に入れておく方がよいのですか。	JVI工事についても対象としていますので、加えていただきたい。

	分類	質問Q	回答A
2-2	申請者の象	<p>第2編 P30にて「ISO9001を入札条件としない」とありますが、p31にて「一般競争入札方式では、重点監督工事を除く全工事」では、条件として「ISO9001認証を取得している」とあり、食い違いがあるように思えますが、なぜですか。</p> <p>認証範囲から設計開発を除外している請負者は、VEを含む工事にかつISO9001対象工事では行えないのですか。(一般競争入札は全件、ISO9001対象工事であるとのことだが…)</p> <p>ISO9001活用工事等について工事評価点数が悪い業者は入札に参加できないのですか。</p> <p>通知文2(2)の認証取得者において、「①ISO9001認証を取得している請負者」に対し、「②その工事の実際の施工を担当する内部組織がISO9001認証を取得している請負者(当該内部組織が複数ある場合……)」で定めている請負者の定義について</p> <p>認証取得が複雑な組織は、組織毎に作成とあるが、複数の組織は下請も入るのですか。</p>	<p>条件として「ISO9001認証を取得している」とあるのは、当該工事を契約した請負者がISO9001活用工事を申請する場合の要件ですので、入札条件とは異なります。</p> <p>VEで設計の提案と実施を含む工事においては、認証範囲から設計・開発を除外している請負者はISO活用工事の実施はできません(申請しても承認されません)。</p> <p>入札には参加できますが、ISO9001活用工事を申請しても工事成績評点が基準に達していない場合は承認されません。</p> <p>認証取得者は①又は②のいずれかに該当する者をいいます。①は請負者=認証取得者の場合で、②は工事を請け負った請負者としての認証ではなく、例えば支店毎や部門毎に認証を取得して、施工を担当する部署が認証を取得している場合(施工を担当する内部組織が複数ある場合には、その複数の組織が一つの認証範囲に全て含まれるか、又はそれぞれ別途に認証を取得している場合)のことを指します。</p> <p>「工事の施工を請負者の複数の組織が担当し、かつ当該複数の組織毎にISO9001認証を取得している」とは、例えば支店毎や部門毎に認証を取得して、その複数の組織が工事の施工を担当する場合(施工を担当する内部組織が複数ある場合、その複数の組織の全てが一つの認証範囲に含まれておらず、それぞれ別途に認証を取得している場合)のことを指します。下請は含まれません。</p>
2-3	品質計画書・施工計画書	<p>品質計画書に記載すべき事項のうち、「検査担当者承認者が別人であるか」と記されていますが、ISO要求事項では、次工程を許可した人を明確にすればよいと思いますが、同一人物ではいけないのですか。又、検査担当者が検査し、合否判定を行ったことについて、承認が必要ですか。これらの事については、各社のシステムが異なり統一していないと思われるのですが、資料2-19の表にある記載事項を満たさないと品質計画書として認めないのはだめですか。</p> <p>細かな部分において、整合性のとれない箇所がある場合は、要求事項を満足する様に、変更対応しないとだめですか。</p> <p>共通仕様書では契約後30日以内に品質計画書及び施工計画書を提出することになっているが、43頁の手順フローを見ると、申請に14日、承認に14日かかるので、品質計画書および施工計画書を2日で作ることになるのですか。</p>	<p>ISO9001規格の要求事項には検査担当者承認者を別人とする規程はありませんが、顧客(発注者)の要求事項として別人とするよう求められています。測定する人間が承認したのでは、チェック機能が果たせないからです。品質計画書に適切な記載がされていない場合は、請負者に対して問題点を指摘して修正を求め、再提出して要求事項を満足していることをチェックすることが必要です。</p> <p>請負者は、ISO活用工事の承認、非承認に関わらず、施工計画、品質計画書とも契約後、直ちに作成し始めますので、ISO活用工事に関わる部分のみを活用工事が承認された後、付け加えることにより30日で作成可能と考えます。</p>
2-4	請負者が実施する検査、その確認と把握	<p>検査の担当者と承認者は別人とするがあるが、どのような立場(資格)の人が行うのですか。</p> <p>検査責任者となるが、これはリリースを承認する人ということですか。</p> <p>検査結果はプリントアウトではなく、パソコン内のデータとして保管しても良いのですか。</p> <p>社内の基準値をもって不適合を判断しても良いのですか。</p>	<p>特に要件は定めていません。社内である程度その分野に対しての経験や知識がある人が行い、社内ですべての要件がある場合には、それを満たしている人が行います。</p> <p>その通りです。</p> <p>必要な時にプリントアウトできる状態であれば構いません。</p> <p>どちらの基準も満たしていないと不適合ということになります。</p>

	分類	質問Q	回答A
		<p>段階検査の前に社内検査(自社で決めている)を行う場合、ISO活用工事ではどのような扱いになるのですか。また、段階検査と社内検査は同じ人物が行っても良いのですか。</p>	<p>社内検査は自社の基準であるため、ISO活用工事との関係はありません。よって自社の基準で行っても差し支えありません。また、検査実施者と承認者が異なれば、段階検査と社内検査は同じ人物で構いません。</p>
		<p>各監視・測定(検査)の担当者と承認者は別人とする件について、検査の範囲として、製品の受入れ検査、工程内検査、最終検査の全てを含むのでしょうか。</p>	<p>当該工事において設計図書に示される検査、測定、試験は全て該当します。</p>
		<p>自社の社内検査では社内検査員の確認により合否を判定していますが、ISO活用工事での監視・測定(検査)の担当者とはこの社内検査員のことですか。それとも現場の担当者のことですか。社内検査員の場合はその承認者が必要であるので品質マニュアルの改訂が必要となります。</p>	<p>監視・測定(検査)の担当者は現場の担当者を指しています。担当者と承認者を別人にすることを含め、これらの要求事項は発注者の要求事項ですので、品質マニュアルの改訂の必要はありません。</p>
		<p>受発注者協議のISO9001活用工事の方針決定について、「検査担当者及び承認者の明示(担当者と承認者は別人とする)」という記載があるが、担当者と承認者は別人であれば、下請けの担当者でも認められるのですか。</p>	<p>元請けの責任で行う必要があるため、元請けの担当者を承認者とします。</p>
		<p>写真等で分からない所の取扱いはどうすればよいのですか。</p>	<p>写真等ではわからない場合は、従来と同様な臨場による確認が必要となります。</p>
		<p>検査の担当者、承認者は「別人であること」との定めはありますが、現場の担当者や代理人が指名された場合には、品質確保が図られるのか疑問です。また、会社として現場常駐以外の技術者を検査関係でさらに配置するとすると、施工管理費が増えるため、厳しいのではないですか。結局、役所が手を抜くだけで、業者に責任を押し付けることになるのではないですか。 Q1:担当者、承認者の資格等の定めはないのですか。 Q2:施工管理費の増大に伴う現場管理費の割増しはないのですか。</p>	<p>A1:定めはありません。請負者自身の判断で決めることとなります。なお、両者は別人であることは定められています。 A2:現在のところ、考えられていません。 前提の記述に「現場の担当者や代理人が指名された場合には、品質確保が図られるのか疑問である」とありますが、従来から現場における検査・測定は現場の担当者や監理技術者等が行っていると思われます。また、現場常駐以外の技術者を配置する必要がある場合は、技術者が1人の場合の小規模な工事が考えられますが、この場合は測定項目も限られると思われ、常駐でなくとも対応できることが多いと思われます。</p>
2-5	段階確認、材料確認等	<p>写真管理基準では段階確認や立会いした場合は、写真はいらないことになっていますが、今回の活用工事では必要になるのですか。</p> <p>段階確認の確認願いは1回毎に提出しなければならぬのですか。</p> <p>材料確認等、ISOでは特に写真を要求していませんが、発注者が確認する場合、写真が必要となります。又、写真で確認出来る様という要望が多くなり、本来必要のない写真(立ち会えば不要な写真)まで撮影する事に成りかねません。作業量の増大に繋がらないのですか。</p>	<p>監督業務を代替した場合の請負者が写真管理を行う事例であり、監督職員が請負者が実施した検査記録の確認をもって代える場合、これらにより確認後、確認書を通知します。臨場による段階確認の場合には従来通り写真は必要ありません。</p> <p>請負者から提出された品質(施工)計画書によって、事前に行う受発注者間の協議により決めるため、1回毎に提出する必要はありません。</p> <p>配筋が複雑な鉄筋工等、工種によっては通常の監督業務では臨場で行っていたものを写真等の記録を維持するために業務量が増加するものもあります。今回の新たな方針でのISO9001活用工事においては、監督職員の承諾を得れば、工種により通常の監督業務を選択することもできますので、効率化が図れるかどうかを見極めて有利な方を選び、少しでも業務の負担を軽くできるよう配慮しています。</p>

	分類	質問Q	回答A
		<p>段階確認、材料確認、立ち会いが低減されるということですが、請負者側は基本的に確認願、立ち会い願を出さない状況で、発注者側(監督職員)が立ち会いをする場合、請負者に指示すると考えてよいのですか。</p>	<p>段階確認等の監督業務内容は、請負者から提出された品質計画書及び施工計画書を基に工事着手前の受発注者間の協議において決めますので、それぞれにおいて1回毎に確認願書を出したり指示をすることは必要ありません。また、監督職員等が任意の臨場により工事施工状況の把握や請負者のQMSの運用状況の把握を実施する際は、請負者に指示する義務はありません。</p>
2-6	ISO活用工事運用状況の確認・把握	<p>マニュアル4. 4. 3請負者の品質マネジメントシステムの把握で、指摘し修正を指示するとありますが、QMの変更は審査登録機関の承認が必要となりますが、どうすればよいのですか。</p> <p>QMS運用把握で“不適合”とはシステム自身の不適合ですか。</p> <p>QMS運用把握で該当工事の品質に関わらない部分のシステム自身の不適合においても、工事中止(最悪)の場合、に繋がるのですか。</p> <p>重大不適合Xの場合の是正処置(84頁)だが、この場合の是正処置は、業者の確認行為のみで良いのですか、構造物の取り壊しが必要となるのですか。</p> <p>QMS運用把握を第三者監査として活用してもよいのですか。</p>	<p>この目的は、監督職員等が請負者の品質マネジメントシステムの運用状況が適切であるかどうか、計画通りに実施していることを把握することであり、不適合があった場合には請負者に指摘し、是正を求めるものです。請負者が定めたQMS通りに実施していない場合に指摘するのであって、そのQMS通りに運用されていれば全く問題はあります。従って、請負者のQMSの変更を求めことはありません。</p> <p>システム自身の不適合ではなく、工事の請負者のQMSの運用状況に不適合があることを指します。例えば、計画通りに検査等を実施していなかったり、内部監査を計画通りに実施していないことが挙げられます。</p> <p>監督職員が実施する請負者のQMSの運用状況の把握内容はマニュアルに定められておりますが、その内容に関し不適合がある場合ということであり、それ以外の項目については把握の必要はありませんので、請負者のISO9001認証に関わる全てを対象にしている訳ではありません。</p> <p>重大の場合の是正処置は、場合によっては見えない物は取り壊して作り直すこともあります。是正内容は各々で判断することになります。通常の監督業務で行う場合と同様な対処を行うものとして考えていただきたい。</p> <p>構いません。</p>
2-7	書類、書式の簡素化	<p>発注者側がISOについて理解されないで部分的な所だけをクローズアップされることになり、書式の変更や様式の変更が主任監督員により異なることも考えられるが、様式等の改定は時間が必要となり、顧客要求が十分にないならシレンマ(ひとり歩き)があるが、どのように考えられているのですか。</p> <p>書類の統一化(マニュアル化)はできないのですか。</p> <p>ISO9001を工事に適用することで発生するトレーサビリティ記録、受入検査記録、測定機器、管理記録等、ISO独自の書類は、完成検査時に提出する書類に含まれるのでしょうか。</p> <p>電子納品の対象となるか。対象となる場合どこまでを納品するのですか。</p> <p>作成書類の量がかかり多くなり、電子納品の現場負担がかかり多くなるのはないですか。</p>	<p>発注者側においても、ISO9001活用工事の監督業務を行うにあたり、請負者のQMSのうち必要な部分を把握する必要があるため、ISO9001に関するある程度の知識は必要となります。このため、ISO9001活用工事マニュアルや説明会を通じての教育を実施しています。なお、今回の方針では、請負者の作成書類の増大を軽減するために、「必要事項が網羅されている場合に限り、発注者の承諾を得れば請負者の検査記録の様式により提出してもよい」となっております。書式や様式の変更や改定は考えておりません。</p> <p>書類(書式)を統一すれば、請負者にとって自社の様式と別に同様の書類を作成する必要があり、書類の増大を招くことから業務の効率化に反します。ISOの帳票類は認証を取得している組織(企業)に適合したものである必要があり、組織毎のシステムに合ったものである必要があります。よって、請負者が定めているものを使用することが原則です。ISO9001活用工事では、検査書類も必要事項が記載され、発注者の承諾を得れば請負者の検査記録の様式を使用してよいことになっています。</p> <p>指定材料の確認や工事施工状況の確認(段階確認)等を請負者作成の検査記録の確認に置き換えた場合も、通常の工事と同様にこれらに関する書類の提出が必要です。完成検査時には、段階確認等を代替した場合に監督職員が請負者が作成した検査記録の確認した際の段階確認等の通知書を提出することになります。また、特記仕様書に明記されているトレーサビリティ管理記録等の提出も必要です。</p> <p>電子納品の対象範囲は、従来の工事(ISO9001活用工事以外)と同じです。</p> <p>ISOの運用においては記録が重要であることは言うまでもありませんが、認証を取得した時点でISO規格の要求事項を満足するための書類(記録)がかかりあることは確かです。ISO活用工事では従来現場で行っていた確認行為を請負者の検査書類の確認に置き換えることになるため作成書類は増えるものの、できる限り前記の書類を提出書類との共通化を図る等の工夫を行って、受発注者双方で書類の軽減を図ることが必要です。工種にもよりますが工程管理面でのメリットは大きく、このメリットを生かして業務の効率化を推進していくことが必要です。なお、電子納品の負担は大きく変わることはないと考えられます。</p>

	分類	質問Q	回答A
		ISO9001活用対象の検査記録で写真管理でデジタル工事写真基準についてはどのようになるのですか。	変更はありません。従来と同じです。
2-8	内部監査	内部監査チームリーダー資格について、土木の工事の監査でも電気の資格で良いのですか。	内部監査は主にQMSが適切に機能しているかをチェックすることになるため、技術的な知識を持っていることが必要と考えられ、必要資格を定めています。従って、10資格のうちどれか一つ持っていればよく、土木工事の監査を行うリーダーが建築の資格でも良いことになります。
		内部監査リーダーと品質証明員は併任しても良いのですか。	別の人間でなければならないという要求はありません。要件を満たしていれば、各々の業務に支障がない限り同一人物でも構いません。
		監督業務の取扱いについて ①検査時の提出書類の承諾は発注者となっているが、具体的には誰ですか(監督職員ではダメか)。 ②内部監査員リーダー資格要件の審査員研修の有効期間は何年ですか(5年程度とすべき)。また、社内研修の証明書は誰が発行するのですか(研修は外部のみとすべき)。	①発注者＝監督職員と考えていただいて結構です。 ②審査員研修を修了したことが要件ですので、有効期限はありません(審査員には審査実績や継続研修が求められ、申請・登録することが必要ですが、内部監査を行う上ではISOに関する知識を持っていることが必要と考え、研修を修了したことに留めております)。社内研修の証明書の発行は、通常品質管理部門長と考えられますが、特に決められてはおりません。また、研修は外部研修のみとした場合厳しすぎるという意見があり、このためにISO活用工事の申請が出来ない請負者も出てくると想定され、「同等の研修」として社内研修の修了も認めています。つまり、ISOの知識を持っていることが重要だということをご理解ください。なお、内部監査員リーダーの資格要件についての意見は受発注者とも多数ありますので、これらをまとめ、今後の検討課題にする方向です。
		検査員の資格は、社内規程で決められた資格でよろしいでしょうか。又は、内部監査員リーダー資格に準拠した検査員をすべきでしょうか。	ISO9001活用工事における検査員の資格要件は、内部監査チームリーダーの場合と異なり、定められておりません。社内規程で決められた資格者から選任いただいて結構です。
		内部監査員リーダーについて当該工事に直接関わる者以外であれば、別の工事現場に従事しててもよいのですか、それとも独立した者ですか。	当該工事に直接携わる者以外の独立した者という要件です。別の工事現場に従事していても構いません。
		内部監査のリーダーの条件で現場の経験年数など証明する必要がありますか。	各社でそれを証明できる書類が必要となります。
		内部監査員リーダーの資格要件に当該工事に直接携わる者以外の独立した者とありますが、他の現場で当該工事に携わっている場合は問題ないのですか。	直接その工事に関係していなければよいです。
		内部監査は6ヶ月を超えない間隔とありますが、10ヶ月工期の短い工事の場合、工期の最初の方で1回と最後の方で1回実施することとなります。最初の方の内部監査はまだ出来高があがっていない状態で行うことになり効果が薄くなるのではないですか。	ある程度計画が立って(出来高があがって)から実施します。品質計画書の中であらかじめ計画し、監督職員と調整するなど、工期が短い場合は適宜臨機応変に実施します。
		内部監査の実施回数が社内の品質マネジメントの規定と異なる場合、社内の品質マネジメントは適用できないということですか(自社のマニュアルの変更が必要となるのですか)。	社内の品質マネジメント(マニュアル)はあくまで有効であり、内部監査の回数は発注者(顧客)の要求事項であります。
		内部監査員リーダーの資格について、規格の要求事項より開発局の条件は厳しいがどちらの条件を満たせば良いのですか。	内部監査は非常に重要なものと捉え、監査チームリーダーの要件を定めている。開発局(発注者)の要求事項として考えてもらいたい。
		内部監査員の資格要求で現場経験が10年以上となるが、現場経験が10年未満であっても能力があれば内部監査員としても良いと思います。今後その見直しはしないのですか。	様々な意見をアンケート等で伺った後、今後の検討課題とするように考えています。当面はこの要件で実施します。

	分類	質問Q	回答A
		内部監査員リーダーの資格の”現場経験10年”は、各々の現場経験として10年必要ですか。EX. 工場と現場がある場合は各々10年が必要か。	各現場での経験を総計した年数です。
		内部監査は年間定期的に計画されるのが通常ですが、現場施工中に必ずしも一回行わなければならないのですか。(であれば、個別に設定するように抜き取りで計画する必要あり。)	ISO9001規格の要求事項には「あらかじめ定められた間隔」で実施するとあり、サンプリングで実施すればよい訳ですが、ISO9001活用工事においては、内部監査の重要性を鑑み、すべての工事を対象として施工途中(6ヶ月を超えない間隔で)及び工事完了前に実施することが義務付けられています。これは顧客(発注者)の要求事項です。
2-9	ISO9001活用工事支援システム	支援システムのCD(データ)は工事を受注しない場合は頂けないでしょうか、例えば事務所等に申し込むとかできるでしょうか。 ISO規格を利用しているのに、なぜ把握システムが必要になるのですか。	支援システムは監督職員が請負者の品質マネジメントシステムが適切に運用されていることを把握するためのものですので、請負者が使用することは考えておりません。チェックリスト(把握票)の調査項目及びその結果については、受発注者で情報を共有した方が品質管理業務に良い影響を及ぼすと考えられることから、監督職員の判断により請負者に提示することについては問題はありませんが、ソフト(システムデータ)の提供はできません。 ISO9001認証を取得している組織(企業)全てが適切な運用を行っているとは限りません。組織ぐるみで故意に数値を改ざんすることも、あり得ないことではありません。これはISO取得で防げる問題ではなく、ISO以前の問題です。試行工事の際も、不安を表明する監督職員の声もありました。よって、監督職員は請負者にすべてを任せるのではなく、請負者が適切にQMSを運用していることを把握する必要があり、このための一助として「ISO9001活用工事支援システム」を開発しました。